



どのような避難があるの？

先月号で広域避難場所と指定避難所の違いについて説明をしました。では避難にはどのような種類があるのかご存知ですか。

避難勧告

被害が発生するおそれがある場合に、町長がその地域の住民に対して、避難を勧めたり、促す行為をいいます。

避難指示

避難勧告よりも拘束力が強く、被害の危険が目前にせまっている場合に発せられます。

自主避難

避難勧告・指示がないときに、自主的に安全な場所に避難することです。

もし危険だと判断したときは、町からの勧告がなくても早めに自主避難をしましょう。

◎問い合わせ

防災対策担当 ☎内線 241

防犯灯の球切れはありませんか？

町では、「安全・安心まちづくり」の一環として、防犯灯やカーブミラーの整備を行っています。

点灯していない防犯灯や、破損したり、鏡の向きが曲がっているカーブミラーを見かけましたら、左記まで連絡してください。

▼防犯灯(主に蛍光灯)、カーブミラーについて ☎内線 266

地域協働課



▼道路照明灯(主に水銀灯)、地下道照明灯について ☎内線 235

都市整備課



▼公園内照明灯について

大磯運動公園

☎(61) 8822

◎問い合わせ 地域協働課

☎内線 266

あの手の手の悪質商法

手口はますます巧妙になっています！

悪質な訪問販売

悪質業者は、ドアを開けさせ、家に入りこもうとして、さまざまな口実を使います。

主な口実

耐震診断、床下・屋根点検、浄化槽点検、シロアリ駆除、排水管清掃など

手口①

「無料で耐震診断します」などと言い、床下にもぐり込み、「大変だ、このままでは家が倒れる。」などと不安をおおって、必要のない耐震補強工事、耐震金具や床下換気扇の設置工事、調湿剤を敷き詰めたりして、高額な請求をします。一旦契約すると、次々と別工事や関連商品の購入を迫ります。

手口②

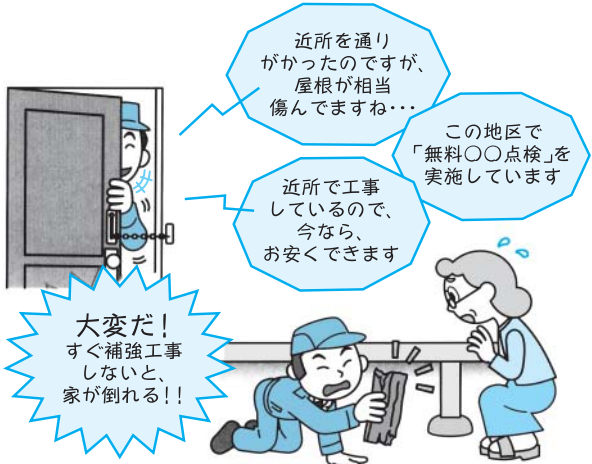
「以前購入していたいたいた羽毛布団の点検に来ました」などと言い、布団を調べ「ダニがひどい、新しくした方がいい」と、使用していた布団を下取りし、新しい布団を強引に勧め、高額な代金を請求します。断っても何度もしつこくやってきて、契約をするまで、何時間でも居座ったりします。

主な商品

羽毛布団、浄水器、掃除機、換気扇など

◎問い合わせ

地域協働課 ☎内線 237



○「無料」「格安」には、要注意！

○来訪者の身分や目的がわかるまで、ドアは開けない。(訪問販売では、最初に販売目的であると告げる義務があります。)

○家の中に招き入れない。

○契約を急がせる業者は、NO！

○すぐ工事を始める業者は、NO！

〔引用 神奈川県発行 契約のきりふだ！〕

断りきれずに契約した後でも、工事が終わった・商品を受け取った後でも、あきらめずに消費生活相談(13ページ)を気軽にご利用ください。